

第7回 研究会
(令和3年12月14日)

宿題

資料2

地方公共団体における パートナーシップに関する 制度の状況

内閣府男女共同参画局

令和4年2月7日

パートナーシップに関する制度の状況

✓ **導入自治体数** **147自治体** (2022年1月4日時点)

(都道府県) 茨城県、群馬県、三重県、大阪府、佐賀県

(政令指定都市) 札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、京都市、
大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(23区) 港区、文京区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、足立区、江戸川区

ほか

✓ **交付件数**※ **2,537組** (2021年12月31日時点、141の導入自治体の合計)

※ 証明書や受領証等、パートナーシップを証明する書類の交付

(備考) 渋谷区 全国パートナーシップ制度共同調査 (2021年12月31日時点) より作成

2015年11月、渋谷区、世田谷区が同性パートナーシップ制度を導入。
一定の条件を満たす場合に**パートナーシップ証明書等**を発行。

【渋谷区 (パートナーシップ証明書)】

法律上の婚姻とは異なるものとして、男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義し、条例においてパートナーシップの関係にあることを確認、証明するもの

(備考) 「【概要】渋谷区パートナーシップ証明について」より

【世田谷区 (同性パートナーシップ宣誓)】

同性カップルである区民の自由な意思によるパートナーシップの宣誓書を受け取ることにより、同性カップル*の方の気持ちを区が受け止めるという取組み。「パートナーシップ宣誓書受領証」(「パートナーシップの宣誓」がされたことを証するもの)が交付される。

*この取組みでの「同性カップル」とは、お互いを人生のパートナーとして生活を共にしているか、これから共にすることを約束した同性(自認する性が同じである場合を含みます)のカップルを言います。

(備考) 世田谷区ウェブサイト「同性パートナーシップ宣誓について」より

様々なパートナーシップ制度

- パートナーシップ制度は、自治体ごとに内容（根拠、交付書類、対象等）が異なり、同性に限らず、事実婚パートナーや子などの近親者も制度の対象としている自治体もある。

✓ 同性に限らない事例（例：横浜市パートナーシップ宣誓制度）

お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓した、性的少数者や事実婚の方に対して、横浜市が「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証明カード（希望者のみ）」を交付する制度

宣誓件数 **233件**（2021年12月末時点）

【内訳】（2021年12月末時点）

戸籍上の性が 女性同士92件（39%）、男性同士62件（27%）、異性間79件（34%）

✓ 子または親など近親者を対象に含める事例（例：ファミリーシップ制度）

兵庫県明石市が2021年1月に導入。

埼玉県所沢市、飯能市、入間市、日高市、川島町、東京都足立区、徳島県徳島市 など

（パートナーシップ関係であることを表明した二者に関して、子や親など近親者についても、家族関係の届出が受理されたこと等を公に証明するもの。）

交付書類の例（証明書、受領証等）

- 交付書類として、パートナーシップ証明書や、宣誓が受理されたことを証する書類等がある。

見本

第123456号

渋谷区パートナーシップ証明書

氏名 〇〇 〇〇	氏名 〇〇 〇〇
平成〇年〇月〇日生	平成〇年〇月〇日生

上記両名は、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第10条第1項の規定により、パートナーシップの関係であることを証明します。

平成27年11月5日
渋谷区長 長谷部 健



▲（見本）渋谷区パートナーシップ証明書

パートナーシップ宣誓書受領証

（氏名） _____ 様 _____ 様

（住所） _____

（生年月日） _____


（宣誓日） _____

横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップの宣誓書を受領しました。

横浜市は、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を目指しています。

お二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしく、いきいきと生活されることを応援していきます。

横浜市長 林 文子



（表面）

〇注意事項

- この受領証は、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の適用に使用し取り替えてください。
なお、この受領証は、法的な効力を有するものではありません。
また、横浜市の各部署・事業において、優先的な取り扱いをするものではありません。
- 次の場合には、受領証及び受領証控えカードを返還してください。
(1) 両当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
(2) 一方又は双方が住所外に転出したとき。
(3) 宣誓が無効となったとき。
(4) その他、宣誓の対象者の属性に該当しなくなったとき。
- 次の場合には、無効になります。
(1) 両当事員にパートナーシップを解消する意思がないとき。
(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
(3) 宣誓書の提出の要件に該当していないとき。
(4) 輸入予定の場合、届出までに輸入の発着を待たないとき。
- 返還しなくてもよいにもかかわらず返還がされない場合は、受領証の交付番号を公表することがあります。

〇誤謬を修正している場合


以下に戸籍上の氏名（外国籍の方の場合は、これに替わるもの）を記載します。

通称名	
戸籍上の氏名	

この受領証が受理された方

横浜市は、横浜市民権確保と創市の理念に基づき、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を目指しています。
この受領証は、お二人が人生のパートナーとして、互いに協力し合う関係であると宣言されたことを横浜市として認めるものです。
法的な効力を有するものではありませんが、受領証の発行を受けた方は、上記の要件を継続してくださいようお願いいたします。

（発行：横浜市民権局）



（裏面）

（表面）

パートナーシップ宣誓書受領証明カード

横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号

様 _____ 様

横浜市長 林 文子

（裏面）

このカードは、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを横浜市として認めるものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を学付の方は、上記の要件を御理解ください。発行：横浜市民権局

本人 _____ パートナー _____

※(_____) ※(_____)

住所 _____ 住所 _____

生年月日 _____ 生年月日 _____

（緊急連絡先）（記入は自由です）
私本人が急病や怪我等万が一の場合、パートナーへ連絡してください。
パートナー _____ 本人 _____
連絡先 _____ 自筆署名 _____

※通称名を使用している場合、戸籍上の氏名

▲（見本）
横浜市パートナーシップ
宣誓書受領証明カード

▲（見本）横浜市パートナーシップ宣誓書受領証